

姫路市立安富北小学校 いじめ防止基本方針

姫路市立安富北小学校

1 本校の方針

本校は、「夢と志を抱き 自ら伸びようとする児童の育成」を教育方針に掲げ、めざす児童像「ともに支えあう子（徳）」「みずから学ぶ子（知）」「すすんで身体を鍛える子（体）」の育成をめざしている。そのために、本校のよき伝統を継承しながら、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」の調和を図りつつ、生きる力を培う教育活動を展開し、すべての児童がいきいきと生活する活力ある安富北小学校の校風を樹立することをめざしている。

その実現のためには、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。そこで、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校の生活指導の根幹は、子どもを共感的に理解するとともに、一人一人の考え方や思いを生かし、よさや可能性を引き出すための個に応じた指導を行い、子どもたちが主体的に考え自他の違いを互いに認め合いながら、課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育む教育活動を展開することで、児童相互が認め合い・励まし合う支持的風土のある仲間づくり、集団づくりを進めていくことである。

その実現のために生活指導委員会を定期的開催し、児童の実態把握に努めることはもとより、多くのふれあい活動や地域交流行事も行う。また小中一貫教育・異校種間連携教育の一層の充実を図る。さらに「より深い児童理解」のために学期一回の生活アンケートを実施し、スクールカウンセラーを招いて小中合同職員研修を実施する。

いじめについては、日頃から全ての教職員で情報交換・情報共有を図り、共通理解した上で先手の生活指導を基本に取り組む。「いじめほどの学級にも学校にも起こり得る」「インターネットのライン等でのやりとりからもいじめが派生する」「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という認識をすべての教職員がもち、児童同士が好ましい人間関係を築くなかで、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むと共に、児童と教職員が信頼関係をしっかりと築くことが重要である。以下に示す指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

(別紙1 日常の指導体制)

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(別紙2 早期発見のためのチェックリスト)

(2)未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ未然防止のための取組、早期発見の在り方、いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(別紙3 年間指導計画)

(3)組織的対応

いじめに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別途定める。

(別紙4 組織的対応)(別紙5 いじめ対応マニュアル)

4 重大事態への対応

(1)重大事態とは

いじめにおける重大事態とは、「当該いじめにより児童・生徒の生命や、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき」とし、いじめを受けた児童の側に立ち、個々の状況から被害の重大性を判断する。最悪な結果としていじめによる自殺に至るケースはもとより、人体への重大な傷害や暴行や継続的な精神的苦痛や精神的疾患を発症するケースなどである。

また、「いじめを理由に当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められる時」の相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間30日間を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には適切に調査し、その結果に基づいて迅速に判断する。

なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(2)重大事態への対応

校長がいじめを理由とした重大事態であると判断した場合は、次のように対処する。

ア 重大事態が発生した旨を、姫路市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ対策委員会」を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを受けた児童、いじめを行った児童に対する心のケアを適切に行う。

5 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1)学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

(2)関係組織との連携

学校評議員会やPTA総会や役員会、校区愛護育成会総会、地区懇談会等、あらゆる機会をとらえて情報発信に努め、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。